

令和２年度事業（中間）評価結果一覧表（政策体系順）

No	政策_施策	事業名	部局名	課室名	開始年度	終了年度	令和元年度事業費(千円)	評価結果			
								必要性	有効性	効率性	総合評価
1	③－1	安全・安心なまちづくり事業	生活環境部	県民生活課	2004	－	15,490	B	B	B	A
2	③－1	高齢者交通安全強化事業	生活環境部	県民生活課	2010	－	4,538	A	C	B	B
3	③－1	消費生活安全・安心事業	生活環境部	県民生活課	2013	－	29,115	A	C	B	B
4	③－1	消費者行政強化事業	生活環境部	県民生活課	2018	－	5,824	A	A	B	A

事業コード	09010102			政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保								
事業名	安全・安心なまちづくり事業			施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり								
				指標コード	01	施策目標(指標)名	県民の防犯意識の向上と防犯活動の強化								
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課		班名	安全安心まちづくり・交通安全班		(tel)	1522	担当課長名	齋藤秀樹	担当者名	鈴木要		
評価対象事業の内容													事業年度	平成16年度～令和99年度	
1-1.事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 安全・安心に暮らすことのできる社会の実現は、県民共通の願いである。このためには地域が一体となった防犯活動や子どもの安全確保を推進する必要がある。一方で少子高齢化が急速に進行し、地域コミュニティ機能が減退している中、依然として高齢者を中心に除排雪作業中の人的事故が発生していることから、安全対策の普及啓発や高齢者等の社会的弱者に対する除排雪支援の仕組みづくりが必要である。また、社会全体で犯罪被害者等を支援していくためには、行政のみならず、県民、事業者、民間支援団体等から幅広く理解を得た上で進める必要がある。					3.事業目的(どういう状態にしたいのか) 県民や地域での防犯意識を高め、自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪被害者等の支援、雪下ろし等除排雪による雪害事故の防止、地域で支え合う除排雪支援体制の整備を図り、安全で安心なまちづくりを推進する。 (重点施策推進方針との関係) ○重点事業 ●その他事業										
					4.目的達成のための方法										
					事業の実施主体 県、市町村、市町村社会福祉協議会等 事業の対象者・団体 市町村、自治会、県民等										
1-2.外部環境の変化及び事業推進上の課題 本県においては、人口減少や少子高齢化の進行により、安全・安心なまちづくりを担う自主防犯活動団体の減少、活動員の高齢化や人手不足による活動規模の縮小のほか、除雪ボランティアなどの雪処理の担い手の確保が課題となっており、地域の支え合いによる除排雪支援体制の整備が急務となっている。また、犯罪被害者等の置かれた状況に対する県民の理解が十分とはいえない状況である。					達成のための手段 防犯活動の促進については、県民や地域での防犯意識を高め、自主的な防犯活動や子どもの安全確保を推進し、犯罪を防止する環境を整備する。犯罪被害者等の支援については、市町村や民間団体と連携して、犯罪被害にあわれた方々を支援するほか、県民の被害者等に対する関心と理解を深める。雪対策の推進については、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」等に掲げる事業を着実に実施し、安全な除排雪作業の普及啓発のほか、除排雪等に取り組む団体の立ち上げ支援や体制の強化を図る。										
2.住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象 □受益者 ■一般県民 (時期: R01年11月) ニーズの変化の状況 ●a増大した○b変わらない○c減少した ニーズの把握の方法 □アンケート調査 □各種委員会及び審議会 □ヒアリング □インターネット ■その他の手法 (具体的に各地域振興局において雪対策連絡協議会を開催) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 高齢者世帯等の社会的弱者への除排雪支援が求められている。					5.昨年度の評価結果等 ●継続 ○改善 ○見直しまたは休廃止										
					評価の内容 (一次評価結果) 「日本一安全・安心な秋田県」の実現に向けて、防犯意識の普及啓発、犯罪被害者等への県民の理解を深めるための普及啓発のほか、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」に基づく安全な除排雪作業の普及啓発や除排雪支援を行う団体の立ち上げへの支援等により、関連施策を着実に実施する必要がある。 評価に対する対応 「冬の安全安心民間活カタイアップ事業」を実施し、県と包括連携協定を締結している企業と連携し、県民に対する除排雪中の事故防止の直接的な呼びかけ等を行ったほか、若者が除排雪に関心を持つようなイベントを開催し、除排雪の新たな担い手の確保及び育成を図った。										
6.事業の全体計画及び財源													単位(千円)		
順位	事業内訳			左の説明			30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画		
01	防犯活動推進事業			県民や地域の防犯意識を高め、自主的な防犯活動や子どもの安全確保を推進する。			225	200	472	472	472	472			
02	犯罪被害者等支援事業			犯罪被害者等の平穏な生活の早期回復及び犯罪被害者等を温かく見守り、支援する社会の形成を図るため、普及啓発や性暴力被害者サポートセンターの運営等を行う。			4,716	4,977	8,406	8,406	8,406	8,406			
03	雪対策推進事業			雪による人的被害を防止するため、安全な除排雪作業の普及啓発や地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等を行う。			11,903	10,313	7,938	7,938	7,938	7,938			
財源内訳		左の説明					16,844	15,490	16,816	16,816	16,816	16,816			
国庫補助金		性犯罪・性暴力被害者支援交付金、人権啓発活動地方委託費					2,333	2,225	2,772	2,772	2,772	2,772			
県債															
その他の		寄附金、諸収入						100	105	105	105	105			
一般財源							14,511	13,165	13,939	13,939	13,939	13,939			

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標	指標名	除排雪団体数							指標の種類
	指標式	県事業による除排雪団体の立ち上げ数（累積）							● 成果指標 ○ 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指 標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
	目標a	44	50	55	60	65	70	75	
	実績b	43	46						
	b / a	97.7%	92%	0%	0%	0%	0%	0%	
	東北及び全国の状況		他の都道府県で同様の事業を実施していない。						
データ等の出典		県民生活課調べ							
把握する時期		● 当該年度中 03 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月							

指標	指標名								指標の種類
	指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指 標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
	目標a								
	実績b								
	a / b								
	東北及び全国の状況								
	データ等の出典								
	把握する時期		○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月						

指標を設定することができない場合の効果の把握方法

指標を設定することが出来ない理由

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

--	--

1 次評価	評価結果
-------	------

必要 性 の 観 点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c	
	【理由】 少子高齢化や人口減少の進行により、地域コミュニティ機能が減退し、自主防犯活動の規模縮小、除排雪の担い手不足のほか、高齢者の雪による事故が多発していることから、高齢者の除排雪作業を地域の支え合いにより支援する体制の整備が急務である。		
	住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c	○ A
	【理由】 雪下ろし中に被害にあうケースが多発していることから、事故防止に向けた取組の必要性は増大している。		● B
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	○ a ● b ○ c	○ C
	☐ 法令・条例上の義務 ☐ 内部管理事務 ☐ 県でなければ実施できないもの ☒ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
点	【理由】 市町村や自治会等による取組には限界があるため、全県的・総合的な観点から県が積極的に関与することで、より効果的な防犯活動の促進、犯罪被害者等の支援及び総合的な雪対策を実施することができる。		

1 次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率 100%以上 ● b 達成率 80%以上 100%未満 ○ c 達成率 80%未満 【評価への適用不可又は c の場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 $\left\{ \frac{\text{令和01年度の効果}}{\text{令和01年度の決算額}} \right\} / \left\{ \frac{\text{平成30年度の効果}}{\text{平成30年度の決算額}} \right\} = \quad (\text{指標})$ 【評価への適用不可又は c の場合の理由】	○ A ● B
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	○ C
	雪下ろし安全対策助成事業を廃止し、雪下ろしの安全対策又は負担軽減を図る工事に對する助成については、他の補助金の活用を周知することでコストを縮減した。	
総合評価	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	「日本一安全・安心な秋田県」の実現に向けて、防犯意識の普及啓発、犯罪被害者等への県民の理解を深めるための普及啓発のほか、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」に基づく安全な除排雪作業の普及啓発や除排雪支援を行う団体の立ち上げへの支援等により、関連施策を着実に実施する必要がある。
2 次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	61010104			政策コード	61	政策名	安全で安心な生活環境の確保						
事業名	高齢者交通安全強化事業			施策コード	01	施策名	安全・安心なまちづくり						
				指標コード	01	施策目標(指標)名	県民運動の展開等による総合的な交通安全対策						
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課		班名	安全安心まちづくり・交通安全班		(tel)	1523	担当課長名	齋藤秀樹	担当者名	佐々木佳奈子
評価対象事業の内容													
1-1.事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 県内における交通事故死者数に占める高齢者の割合が過半数を超える状況が続いていることから、高齢者を対象とした啓発活動だけでなく、様々な手段により高齢者の交通事故防止対策を推進する必要がある。				3.事業目的(どういう状態にしたいのか) 関係機関・団体と連携し、各種交通安全運動や高齢者世帯の訪問活動等を通じて、反射材の効果への理解と着用を推進するとともに、県民一人ひとりの交通安全意識を高めることにより、高齢者の交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制する。 (重点施策推進方針との関係) ○ 重点事業 ● その他事業									
				4.目的達成のための方法 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 一般県民 達成のための手段 ・県警察、市町村、関係機関・団体と連携した、高齢者に対する交通事故防止啓発チラシや反射材の配布による啓発活動の実施 ・テレビCMによる広報等に加え、啓発イベントや反射材着用キャンペーン等の実施									
1-2.外部環境の変化及び事業推進上の課題 高齢化の進展により、高齢の歩行者が犠牲になるだけでなく、高齢の運転者が加害者となる事故の増加も懸念されることから、歩行者に対する反射材の効果への理解と着用の推進に加え、運転者に対しては加齢に伴う体力や判断力の低下などの注意喚起も重要となっている。				5.昨年度の評価結果等 ○ 継続 ● 改善 ○ 見直しまたは廃止 評価の内容 (一次評価結果) 第10次秋田県交通安全計画に基づき、目標である交通事故死傷者数2,000人以下、死者数30人以下の達成と、最重要課題である高齢者の交通事故防止へ向け、関係機関・団体等と連携し、各種交通安全対策に取り組むこととする。 評価に対する対応 高齢者を対象にしたイベント等で反射材等を配布し啓発活動を行うとともに、10～11月の2か月間集中的にテレビCMを放映したほか、県内で交通事故発生件数が多い県南地区において初めて啓発イベントを開催し、高齢者やその家族を対象に、歩行時の反射材着用、交通ルール遵守等の呼びかけを行った。									
2.住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民 (時期: R02年02月) ニーズの変化の状況 ○ a 増大した ● b 変わらない ○ c 減少した ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット ■ その他の手法 (具体的に 秋田県交通安全対策協議会幹事会) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 死者数のうち高齢者が過半数を超える状態が続いている。													
6.事業の全体計画及び財源													
単位(千円)													
順位	事業内訳			左の説明			30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	反射材着用促進事業			県老人クラブ大会でのチラシ配布及び反射材の着用推進やテレビCM、啓発イベントによる交通安全意識の啓発			3,160	3,019	2,246	2,246	2,246	2,246	
02	交通事故防止啓発事業			交通事故防止啓発チラシ及び啓発用品配布による交通安全意識の普及啓発			2,102	1,519	1,060	1,060	1,060	1,060	
財源内訳		左の説明					5,262	4,538	3,306	3,306	3,306	3,306	
国庫補助金													
県債													
その他の													
一般財源							5,262	4,538	3,306	3,306	3,306	3,306	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み											
指標	指標名	高齢者の交通事故死傷者数							指標の種類		
	指標式	第10次秋田県交通安全計画期間(平成28年から5カ年)とし、平成28年と平成29年の目標は同数値、平成30年以降は平成29年実績からの減を目標とした。							● 成果指標 ○ 業績指標		
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当										
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度		
	目標a	490	480	470							
	実績b	454	403								
	a / b	107.9%	119.1%	999.9%							
	東北及び全国の状況 各県において各種交通安全対策を推進している。										
データ等の出典 交通統計(県警察本部交通部)											
把握する時期 ● 当該年度中 01 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月											
指標	指標名	高齢者の交通事故死者数							指標の種類		
	指標式	第10次秋田県交通安全計画期間(平成28年から5カ年)とし、平成28年と平成29年の目標は同数値、平成30年以降は平成29年実績からの減を目標とした。							● 成果指標 ○ 業績指標		
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当										
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度		
	目標a	19	18	17							
	実績b	27	27								
	a / b	70.4%	66.7%	999.9%							
	東北及び全国の状況 各県において各種交通安全対策を推進している。										
データ等の出典 交通統計(県警察本部交通部)											
把握する時期 ● 当該年度中 01 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月											
指標を設定することができない場合の効果の把握方法	指標を設定することが出来ない理由										
	見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
観点	1 次評価								評価結果		
	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c							● A ○ B ○ C		
	理由	高齢者の交通事故を防止するには、高齢者世帯訪問による直接的な啓発活動のほか、高齢者が参加する各種イベントやテレビCM等も利用した県民全体の交通安全意識の啓発を行う必要がある。									
	住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c									
	理由	交通事故防止は県民の願いであり、今後さらに高齢化が進展する中、交通事故死者数のうち高齢者が過半数を超える状況が続いており、高齢者の死者数や負傷者数を減少させるための事業として妥当性がある。									
県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	● a ○ b ○ c										
観点	■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの										
	□ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの										
	理由	交通安全対策基本法の規定により策定した第10次秋田県交通安全計画に基づき、県は国や市町村、関係民間団体と連携して、交通安全に取り組むこととしている。									

1 次評価												
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ● c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】											評価結果
	高齢者が参加するイベントやテレビCMなどで反射材の着用や早めのライト点灯等と呼ばかれたことにより、高齢者の交通事故死傷者数は減少したものの、歩行中の事故による高齢者の死者数が増加したため。											○ A ○ B ● C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 【平成30年度の効果 / 令和01年度の決算額】 = (指標) 【令和01年度の効果 / 平成30年度の決算額】 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】											○ A ● B ○ C
	2 コスト縮減のための取組状況											
	○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】											
	関係団体主催のイベントや会合等も利用して啓発活動を行うなど、効率的な事業執行に取り組んだ。											
総合評価	○ A継続 ● B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		高齢者の交通事故死者数は目標を上回る水準で推移しており、引き続き、関係機関・団体等と連携した交通事故防止の取組が必要である。より効果的な啓発となるよう、テレビCMやチラシ配布、体験型イベント等においては、近年の事故分析を踏まえた注意喚起を行うなど、内容のブラッシュアップを図っていく。また、事故防止に効果の高い反射材の着用を促すため、新たに、地域住民に身近な民生委員から、高齢者宅等に個別訪問する際、反射材の配布と着用効果の周知等の啓発に協力してもらうなど、交通安全意識を高める取組を強化していく。									
2 次評価												
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C											
	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		(2次評価対象外)									
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)											
	政策評価委員会意見											
自己評価の「B」をもって妥当とする。												

(様式4) 継続事業中間評価調書 (令和02 年度実施事業) (事前評価 平成25 年)

評価確定日(令和02 年 05 月 13 日)

事業コード	09010501			政策コード	09	政 策 名	安全・安心な生活環境の確保						
事 業 名	消費生活安全・安心事業			施策コード	01	施 策 名	犯罪や事故のない地域づくり						
				指標コード	05	施策目標(指標)名	消費者の自立や被害防止に向けた取組の充実強化						
部 局 名	生活環境部	課 室 名	県民生活課		班名	消費生活班		(tel)	1517	担当課長名	齋藤秀樹	担当者名	佐藤節子
評 価 対 象 事 業 の 内 容										事業年度	平成25年度 ~ 令和99年度		
1 - 1 . 事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 消費生活相談員の増員や相談室の整備等について、国の基金を基にした「消費生活相談臨時対策基金」（平成21～26年度）や、基金に代わって創設された「地方消費者行政推進交付金」（平成27年度～）を活用して取り組んできたが、県及び市町村の消費生活相談体制の充実や消費者教育の一層の推進など、消費者行政の更なる活性化を図る必要がある。						3 . 事業目的（どういう状態にしたいのか） 県及び市町村の消費生活相談体制の維持・充実が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。							
						(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業							
						4 . 目的達成のための方法 事業の実施主体 県、市町村 事業の対象者・団体 一般県民、高齢者等 達成のための手段 ・高齢者の特殊詐欺被害の防止（関係機関等と連携した啓発、多様な広報媒体を活用した啓発） ・地域における消費者問題解決力の強化（各種啓発講座の開催等） ・消費生活相談体制の強化（消費生活相談員の資質向上等） ・市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援							
1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題 国では、消費生活相談体制の整備等を支援する「地方消費者行政推進交付金」（平成27～29年度）に代えて「地方消費者行政強化交付金」（平成30年度～）を創設し、国として取り組むべき重要な消費者政策を推進していくこととしたほか、地方公共団体に対して消費者行政予算の自主財源化を促しており、交付額が削減されている。						5 . 昨年度の評価結果等 ○ 継続 ● 改善 ○ 見直しまたは休廃止 評価の内容 (一次評価結果) 複雑化・多様化する消費生活相談に適切に対応するため、引き続き、消費生活相談員のレベルアップなど相談体制の強化を図るとともに、消費者被害の防止のため、消費者教育や啓発活動をより一層充実させる必要がある。 評価に対する対応 秋田県消費者教育推進計画に基づき、市町村、県警察、教育委員会、社会福祉協議会等の関係機関・事業者と連携を図りながら、消費者教育・啓発活動を推進した。							
2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民 （時期： R02 年 02 月） ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 ■ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法 （具体的に) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 消費者・事業者代表、学識経験者等で構成される秋田県消費生活審議会や秋田県消費者教育推進地域協議会において、高齢者の特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動の強化や、消費生活相談体制の充実について意見・要望があった。													
6 . 事業の全体計画及び財源													
順位	事 業 内 記			左 の 説 明			30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	消費生活安全・安心事業			高齢者の特殊詐欺被害の防止、地域における消費者問題解決力の強化、消費生活相談体制の強化			8,116	5,889	16,959	15,662	12,548	9,591	
02	消費生活安全・安心支援事業			市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援			25,300	23,225	9,762	5,777	4,551	4,551	
財源内訳		左 の 説 明					33,416	29,115	26,721	21,439	17,099	14,142	
国 庫 補 助 金		地方消費者行政強化交付金					31,910	27,609	25,216	19,934	15,594	12,637	
県 債													
そ の 他		諸収入（金融広報委員会事業費、労働保険料納付金）					1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	
一 般 財 源													

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	消費者教育に向けた取組							指標の種類	
	指標式	生活センターにおける年間の出前講座等への参加者数（出前講座と教育支援講座の参加者合計）							○ 成果指標 ● 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
	指 標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a	11,000	11,000	11,000						
	実績b	6,526	7,166							
	b / a	59.3%	65.1%	0%						
	東北及び全国の状況 -									
データ等の出典 生活センター事業概要										
把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当									
	指 標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
データ等の出典										
把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1 次評価									評価結果	
必 要 性 の 観 点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c							● A ○ B ○ C	
	理由	高齢者の特殊詐欺被害は依然として深刻な状況であり、消費者被害の未然防止のための啓発活動や相談体制の充実・強化により消費生活の安全・安心を図る事業の目的に合致している。								
	住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c								
	理由	県内の特殊詐欺被害に占める高齢者の割合の増加等を踏まえ、啓発事業を拡充しており、妥当である。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
観 点	理由	消費者安全法により、県は消費生活センターの設置を義務付けられている。								
1 次評価										
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ● c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3月に予定されていた教育支援講座等が中止になったことなどによる。									評価結果 ○ A ○ B ● C
	効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額〕 / 〔平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】								
2 コスト縮減のための取組状況										
○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】										
特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動について、県警察や事業者等と連携しながら効果的・効率的な手法を組み合わせて実施している。										
総合評価	○ A継続 ● B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		「第2次秋田県消費者教育推進計画」では、重点施策として「高齢者の消費者被害の未然防止」や「社会経済情勢の変化に対応した相談体制の充実と啓発推進」等を掲げており、今後も、高齢者等に対する啓発活動や県及び市町村の相談体制の充実を図っていく必要がある。							
	2 次評価									
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C									
	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		(2次評価対象外)							
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)									
	政策評価委員会意見									

事業コード	09010502	政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保							
事業名	消費者行政強化事業	施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり							
		指標コード	05	施策目標(指標)名	消費者の自立や被害防止に向けた取組の充実強化							
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課		班名	消費生活班	(tel)	1517	担当課長名	齋藤秀樹	担当者名	佐藤節子
評価対象事業の内容												
1-1.事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 国が取り組むべき重要な消費者政策を推進するため創設された「地方消費者行政強化交付金」(平成30年度～)を活用し、社会経済情勢の変化によって生じる新たな消費者問題に適確に対応していく必要がある。				3.事業目的(どういう状態にしたいのか)								
				新たな消費者問題に対応した県及び市町村の消費生活相談体制の強化が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。								
				(重点施策推進方針との関係)●重点事業○その他事業								
1-2.外部環境の変化及び事業推進上の課題 成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者被害の発生・拡大が懸念されているほか、食品ロス削減推進法の施行等により、公正で持続可能な社会を目指した消費行動の実践が求められている。				4.目的達成のための方法								
				事業の実施主体		県、市町村						
				事業の対象者・団体		一般県民、若年者等						
2.住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象□受益者■一般県民(時期:R02年02月) ニーズの変化の状況●a増大した○b変わらない○c減少した ニーズの把握の方法 □アンケート調査■各種委員会及び審議会□ヒアリング□インターネット □その他の手法(具体的に) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容				達成のための手段								
				・新たな消費者問題に対応した相談体制の整備(消費生活相談員の研修参加) ・新たな消費者問題に関する消費者教育の推進(食品ロス削減、エシカル消費の普及・啓発等) ・若年者への消費者教育の推進(教員向け指導力向上研修の実施等) ・市町村が行う上記取組に対する支援								
				5.昨年度の評価結果等●継続○改善○見直しまたは休廃止								
6.事業の全体計画及び財源				評価の内容								
				(一次評価結果)情報化の進展や成年年齢引下げなど社会経済情勢の変化によって生じる新たな消費者問題に適切に対応するため、消費生活相談員の資質向上を図るとともに、消費者の年代や特性に応じた消費者教育を一層推進していく。 また、若年者等への消費者教育の推進に当たっては、事業実績等を踏まえ、教育委員会など関係機関との連携を図りながら、より効果的・効率的に事業を実施していく。								
評価に対する対応												
単位(千円)												
順位	事業内訳		左の説明			30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	消費者行政強化事業		新たな消費者問題に対応した相談体制の整備、新たな消費者問題に関する消費者教育の推進、若年者への消費者教育の推進			2,919	4,971	5,795	5,795	5,795	5,795	
02	消費者行政強化支援事業		市町村が行う新たな消費者問題に対応した取組への支援			1,215	852	1,773	1,773	1,773	1,773	
財源内訳		左の説明			4,134	5,824	7,568	7,568	7,568	7,568		
国庫補助金		地方消費者行政強化交付金			2,674	3,338	4,670	4,670	4,670	4,670		
県債												
その他の		産業廃棄物対策基金繰入金			321	447	1,495	1,495	1,495	1,495		
一般財源					1,138	2,039	1,403	1,403	1,403	1,403		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	新たな消費者問題に対応する消費者教育の推進						指標の種類		
	指標式	年間の消費者問題講演会への参加者数						○ 成果指標 ● 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a	300	300	300	300	300				
	実績b	309	351							
	b / a	103%	117%	0%	0%	0%				
	東北及び全国の状況 -									
データ等の出典 生活センター事業概要等										
把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月										
指標	指標名							指標の種類		
	指標式							○ 成果指標 ○ 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
データ等の出典										
把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1 次評価									評価結果	
必要性の観点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c						● A ○ B ○ C		
	理由	若年者の消費者被害の拡大等を防止するための実践的な消費者教育や、持続可能な開発目標に対応した啓発事業を推進しており、外部環境の変化等に対応している。								
	住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c								
	理由	消費者問題は複雑化・多様化しており、消費者の年代や特性に応じた消費者教育・啓発活動の推進に対する消費者ニーズは高まっている。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
観点	理由	消費者安全法により、消費者被害を防止し、消費者の安全を確保するための施策を実施することは、地方公共団体の責務とされている。 また、国が推進する重要な消費者政策について、県としても積極的に取り組む必要がある。								
1 次評価										
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】									● A ○ B ○ C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】									○ A ● B ○ C
	2 コスト縮減のための取組状況									
	○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 消費者問題講演会の講師・会場選定の工夫等により、コスト縮減を図っている。									
総合評価	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		成年年齢引下げへの対応として、引き続き、若年者への消費者教育の充実・強化を図るとともに、社会経済情勢の変化を的確に捉えた啓発活動を推進していく。 また、教育委員会など関係機関と連携しながら、より効果的・効率的な事業の実施に努めていく。							
	2 次評価									
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C									
	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		(2次評価対象外)							
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)									
	政策評価委員会意見									